

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
1、中水野駅周辺土地区画整理事業の計画がなぜ変更されたのか。 【質問趣旨】 令和 8 年 7 月 19 日、当該事業の組合総代会が開催され、事業計画の変更の承認がされている。 昨年 7 月の事業認可後、約 1 年間で、なぜ事業計画の変更が必要になったのか。理由について、市当局に質問する。	(1) 当該事業の同意率（同意者と地積）をもう一度確認する。 (2) 当該事業計画がなぜ変更になったのか。	①同意書収集の状況について、地権者数 150 人の内、117 人が同意、土地面積については、総地積（登記簿）144,092.14 m²に対し、同意者地積 110,481.65 m²となっている。その内、愛知環状鉄道(株)が所有する当該事業に係る用地と同社が同意地権者である理由について伺う。 ②愛知環状鉄道(株)の地積分を抜くと、どのような同意面積の状況になるのか伺う。 ③同意者の愛知環状鉄道(株)については、土地区画整理法第 40 条の 2 に定める負担金及び分担金について準用することになるのか伺う。 ①令和 8 年 7 月 19 日（日）組合総代会が行われ、事業計画・資金計画の変更の説明と承認が行われたと聞く。今回の事業計画の変更について、そもそも当初の事業計画のどの前提が成り立たなくなったのか伺う。 ②市は、当該事業計画変更について、組合からどのような内容の説明を受け、市として変更の必要性をどう認識したのか伺う。 ③当該事業計画の変更については、物価高騰の影響も含め、具体的に何がどう変わったのか。特に、工事費、工事内容、減歩、保留地、事業費、資金計画などの何が変わり、事業計画のこういった変更が行われ、資金計画（事業費増額）についてはどのように変更されているか伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS 明朝体、12 ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		④当該事業計画の変更によって、事業期間、市の助成金などに、今後どのような影響が生じ、市として、今後どの程度の財政負担が見込まれると認識しているのか伺う。 ⑤組合設立後の当該事業の費用については、業務代行者の矢作建設工業（株）が立替えているようだが、組合では事業費用の支出についてはどのように賄っていくのか伺う。 ⑥当該事業計画の変更に伴い総代会を開催しているが、地権者(組合員)に対して、事業計画の変更内容とその影響をどのように説明し、理解を得たのか伺う。 ⑦令和 9 年 3 月に仮換地指定が予定されているが、現在、仮換地の進捗と見通しについてどのような状況か伺う。 ⑧当該事業の保留地処分金約 20 億円について、現在の不動産市場や事業の遅延等を踏まえ、市は約 20 億円を確保できる見通しを持っているのか。また、その見通しの根拠は何か伺う。 ⑨既に他の自治体では、同様の事業において、工事費の高騰などにより組合の資金不足の問題が生じている。今回の事業変更を踏まえ、事業費、事業期間、財源等の状況から、市は本事業を予定どおり完了できると判断しているのか伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
2、市は、自治会の産廃計画の個別追加説明会の要望に対応すべきではないのか。 【質問趣旨】 事業者は、追加説明会を10月10日に、文化センターで合同説明会という方向で開催する予定でいる。しかし、昨年、東明連区と水南連区自治会は、事業者に対して、個別説明会を要望するが、事業者は開催を拒否する態度に、市の対応が期待通りになっていないことについて質問する。	(1) 自治会が要望する追加説明会を開催すべきではないのか。	①事業者は、令和8年3月から6月受付分の住民からの意見書に対する見解書について、提出期限が過ぎても提出していないものがあるのか、現在の作成と提出状況はどうなっているのか、また、正当な理由なく期限内に提出しない場合、瀬戸市産廃紛争予防条例第19条の措置の対象となるのか伺う。 ②2つの連区自治会からの要望を事業者が拒否していることについて、事業者が条例の運用範囲や条例第9条第2項の「正当な理由」を独自に判断しているように見受けられる。市としてこの条例の解釈・運用をどのように捉えているのか見解を伺う。 ③産廃計画について、東明・水南連区自治会から個別説明会の要望を繰り返し出されているにもかかわらず、事業者はこれを拒否している。本条例第9条第1項の「関係地域内における説明会を開催しなければならない」との規定について、市はどのように解釈しているのか。10月10日に文化センターで16連区自治会を対象とする合同説明会を開催すれば、この規定を満たすと考えているのか伺う。 ④本条例第9条第2項の「正当な理由なく説明会を開催しないとき」に該当するかどうかは、誰が判断するのか。事業者が独自に判断するものなのか、それとも市が条例に基づいて判断するものなのか伺う。 ⑤令和8年1月20日の追加説明会についての指示後、同年8月7日の自治会からの要望に対し、市長は、「個別説明会の開催を義務付けたものではなく、開催を求める状況ではない」との考えを示したが、市が個別説明会を求める必要が無いと判断した条例上及び行政上の具体的な根拠は何か見解を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		⑥本条例第 6 条第 1 項の関係地域に指定されている東明・水南連区の住民から追加説明会を求める声がある。市として住民の不明な点を解消するためにも、市長から事業者に対し、追加説明会の開催を求めるべきではないか、市長の見解を伺う。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS 明朝体、12 ポイントで記載する。